

薬生総発0609第2号  
令和5年6月9日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長  
（ 公 印 省 略 ）

### 薬剤師確保計画ガイドラインについて

平素から薬事行政の推進につきまして、多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年6月に公表された「薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会とりまとめ」では、薬剤師の従事先には地域偏在や業態偏在があり、特に病院薬剤師の確保が喫緊の課題であることが指摘されているところです。

一方、令和6年度から開始される第8次医療計画に向けて、「第8次医療計画等に関する検討会」において、薬剤師の確保に関する議論がなされ、「医療計画について」（令和5年3月31日付け医政発0331第16号厚生労働省医政局長通知）の別紙「医療計画作成指針」において、医療従事者の確保に関する記載に当たって踏まえるべき観点として、地域の実情に応じた薬剤師の確保策の実施等が新たに記載されたところです。

上記状況を踏まえ、薬剤師確保策を検討するに際しての参考として、別添のとおり「薬剤師確保計画ガイドライン」を作成しました。薬剤師確保計画は、医師確保計画のように医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する医療計画に定める事項として策定を義務づけられたものではありませんが、薬剤師確保のための取組を検討するにあたっては、当ガイドラインを必要に応じてご活用ください。

貴職におかれては、内容について十分に御了知の上、関係部局、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に周知いただくとともに、その取扱いに遺漏なきようお願いいたします。

なお、本通知は、厚生労働省医政局総務課及び地域医療計画課と調整済みであることを申し添えます。